

市民活動理由に「発注中止」 「国が威嚇」賠償命令

東京高裁

建設コンサルタント会社の元社長が、仕事とは無関係の市民活動を理由に国土交通省の幹部から「公共事業の発注を中止する」と脅され、取締役辞任に追い込まれたなどとして、国に損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決が10日、東京高裁であった。野山宏裁判長は、「民間企業への威嚇」だと判断し、請求を棄却した一審・東京地裁判決を変更し、国に約530万円の賠償を命じた。

男性は、東京湾に海上要塞として造られた人工島「海堡」の保存活動をする団体に所属。2010年に国が海堡の一部を取り壊したことを知り、国土交通省関東地方整備局に保存を求める要望書を提出した。同整備局幹部が別の取締役を呼び出して「国の事業を発注しない」と迫り、男性は取締役の辞任に追い込まれたという。判決は、国交省幹部の対応を「民間企業の経営や個人の進退に対する、法律に基づかない介入」と指摘。

「請願権」を保障した憲法16条にも違反するとした。国交省は「今後の対応は判決を精査し検討する」としている。
(北沢拓也)

25 総合・社会 14新版 21

日 2019. 4. 11

国交省不当介入認定

東京高裁逆転判決「請願権を無視」

東京湾内の要塞遺構「海堡」の保存を国土交通省に請願したところ、同省職員から圧力を受けたとして、建設コンサルタント会社の元社長が国に約9000万円

請求を退けた一審・東京地裁判決を変更し、国に約530万円の賠償を命じた。判決によると、原告の島崎武雄さん(81)千葉県IIが2010年、同省の方針に反して「海堡」の保存を求める請願を同省の地方機関にしたところ、同省職員が島崎さんの部下に「島崎の辞表を持ってこい」と脅迫。同省から会社への事業発注をやめると告げられた。判決は「発注停止を示唆して威嚇的に警告しており、会社の経営や個人の進退に對する違法な介入だ」と指摘した。【服部陽】